

【新旧対比表】

現行	改定後	J/Secure2.0対応に伴う変更箇所
※赤字部分が改定または追加になった箇所です。		
個人情報の取扱いに関する重要事項		
2.個人情報の収集、保有、利用、預託、提供	2.個人情報の収集、保有、利用、預託、提供	
(1) 当社またはJCB もしくは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用します。	(1) 当社またはJCB もしくは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用します。	
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、LCカードの利用目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先、職業、LCカードの利用目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および入会後に届け出た事項。	
②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。	②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。	
③会員のLCカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。	③会員のLCカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。	
④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当社またはJCB が収集したクレジット利用・支払履歴。	④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当社またはJCB が収集したクレジット利用・支払履歴。	
⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。	⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項。	
⑥当社またはJCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)	⑥当社またはJCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)	
⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。	⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。	

新設	⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報(以下「オンライン取引情報」という。))。	○
新設	⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報(OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等)(以下「デバイス情報」という。))。	○
(2) 以下の目的のために、上記(1) ①②③④の個人情報を利用します。ただし、会員が以下③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および以下④⑤に定める営業案内について当社またはJCB に中止を申し出た場合、当社またはJCB は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。	(2) 以下の目的のために、上記(1) ①②③④の個人情報を利用します。ただし、会員が以下③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および以下④⑤に定める営業案内について当社またはJCB に中止を申し出た場合、当社またはJCB は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。	
① LC カードの機能、付帯サービス等の提供。	① LC カードの機能、付帯サービス等の提供。	
②当社またはJCB もしくは両社のクレジットカード事業その他の当社またはJCB もしくは両社の事業(当社またはJCB もしくは両社の定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店(上記1.(3)に定めるものをいう。)申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。))。	②当社またはJCB もしくは両社のクレジットカード事業その他の当社またはJCB もしくは両社の事業(当社またはJCB もしくは両社の定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店(上記1.(3)に定めるものをいう。)申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。))。	
③当社またはJCB もしくは両社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。	③当社またはJCB もしくは両社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。	
④当社またはJCB もしくは両社の事業における宣伝物の送付等、当社、JCB または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。	④当社またはJCB もしくは両社の事業における宣伝物の送付等または電話・Eメールその他通信手段等の方法による、当社、JCB または加盟店その他等の営業案内およびまたは貸付の契約に関する勧誘。	
⑤当社またはJCB が提携する企業から受託した宣伝物等の送付および電話・電子メール等によるご案内	⑤当社またはJCB が提携する企業から受託した宣伝物等の送付またはおよび電話・E電子メール等その他の通信手段等の方法によるご案内。	

新設	⑥刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。	
新設	(3) 割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる上記(1)⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、JCBは会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。JCBは当該業務のために、上記(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者を提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたとうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携するJCB以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にてご確認ください。	○
(3) 以下の当社またはJCB が個人情報の共同利用に関する契約を締結した会社（以下「当社の共同利用会社」という。）は、共同利用会社のサービス提供等のため、上記(1) ①②③の個人情報およびポイント番号を共同利用します。	(34) 以下の当社またはJCB が個人情報の共同利用に関する契約を締結した会社（以下「当社の共同利用会社」という。）は、共同利用会社のサービス提供等のため、上記(1) ①②③の個人情報およびポイント番号を共同利用します。	